

福岡県公報

令和5年9月26日
第434号

目次

告示 (第613号・第614号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 公 告
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 1
- 土地改良区が行う土地改良事業計画変更の認可 (農村森林整備課) …………… 2
- 漁業法及び福岡県漁業調整規則に基づく聴聞の期日における審理の
公開 (漁業管理課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 基本測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 災害拠点病院の指定 (医療指導課) …………… 3
- 雑 報
- 令和6年度福岡県農業大学校研修科研修生の募集 (経営技術支援課) …………… 3

告示

福岡県告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年9月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	495号	宗像市江口1193番11先から 宗像市江口1190番2先まで

福岡県告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	塔瀬 十字 小郡 線	前	朝倉市三奈木4254番先から 朝倉市三奈木695番1先まで	6.5 ～ 13.0	925.1
			後	朝倉市三奈木4254番先から 朝倉市三奈木695番1先まで	6.9 ～ 13.0	925.1

公 告

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
--------	-------

杷木町久喜宮揚水土地改良区

令和5年9月13日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名

認可年月日

上伊加利土地改良区

令和5年9月13日

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第131条第3項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号）第48条第3項の規定に基づき聴聞の期日における審理を次のとおり公開するので、公告する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 不利益処分根拠となる法令の条項

漁業法第131条第1項及び福岡県漁業調整規則第48条第1項

2 聴聞の期日及び場所

令和5年10月11日 14時00分

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁北棟4階

海区漁業調整委員会室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務係

電話番号092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号812-8577（福岡県庁）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字南崎2943番9

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市中央一丁目7番2号 光第二ビル105号

田原 健太郎、田原 蘭

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（空中写真撮影）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
飯塚市、田川市、糸田町、川崎町、大任町、赤村	令和5年10月23日から 令和6年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 測量の種類

基本測量（オルソ作成）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市、直方市、中間市、宗像市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、鞍手町	令和5年10月23日から 令和6年3月31日まで

公告

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るため、令和5年9月22日付けで次の病院を災害拠点病院として指定したので、公告する。

令和5年9月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

災害拠点病院の区分	病院の名称	所在地
地域災害拠点病院	国家公務員共済組合連合会浜の町病院	福岡市中央区長浜三丁目3番1号

雑報

公告

令和6年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

令和5年9月26日

福岡県農業大学校長 重松 秀行

1 募集定員

コース名	研修生数

野菜	20名程度
花き	

2 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内に居住し農業を志す者及び福岡県内での就農を希望する者

ただし、(1)に該当する者については、就農して間もない者、あるいは品目転換を目指す者とする。また、(2)に該当する者については、認定新規就農者を目指す者及び雇用就農を志す者とする。

3 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする。）
- (2) 研修開始 令和6年4月

4 募集日程

項目	1次募集	2次募集
応募書類受付	令和6年1月4日（木） ～1月25日（木）	令和6年2月16日（金） ～2月26日（月）
	・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。 ・郵送による場合は、必ず簡易書留郵便とし、応募書類受付最終日までの消印のあるものに限り受け付ける。	
面接審査日	令和6年2月9日（金）	令和6年3月8日（金）
受講決定日 （研修生の決定）	令和6年2月16日（金）	令和6年3月14日（木）

※2次募集は、募集定員に達しない場合に実施する。

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - ア 就農計画書（新規就農を志す者）
 - イ 営農計画書（就農して間もない者、又は品目転換を志す者）

ウ 雇用就農計画書（農業法人に就職を志す者）

(3) 返信用封筒

封筒に応募者のあて名、郵便番号、住所を明記し、次のとおり同封または持参すること。

ア 書類審査結果・面接審査実施の送付用

長形3号封筒に、404円切手を貼ったもの。 1枚

イ 面接審査結果・受講許可通知、研修受講案内の送付用

角形2号封筒に、460円切手を貼ったもの。 1枚

なお、書類審査で受講不可となった場合は、上記イに係る返信用封筒は返却する。

6 選考方法及び受講許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い、受講決定者（研修生）を決定する。

この場合、1次募集及び2次募集の受講決定日の午前9時に審査番号を福岡県農業大学校内に掲示するとともに本校ホームページに掲載する。

また、受講決定者あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義及び個別営農計画策定演習と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、養成科と調整の上、次の実習及び講習等を受けることができる。

(1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習

(2) 養成科が行う講義及び資格取得講習の受講

8 個人情報の取扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 研修受講申込書等の請求及び研修内容に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）。

研修受講申込書等は、福岡県農業大学校のホームページからもダウンロードできる

。（<https://fuknodai.jp>）

また、郵送により研修受講申込書等を請求する場合は、返信用封筒（角型2号封筒に、あて名、郵便番号及び住所を明記し、140円切手を貼ったもの。）を必ず同封すること。

なお、研修受講申込書等は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。